

令和3年第1回定例会

議案参考資料

令和3年2月17日

## 議案参考資料目次

議案第 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………1
議案第 2 号	令和 2 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特 別会計補正予算（第 3 号）……………別冊
議案第 3 号	令和 3 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………別冊
議案第 4 号	令和 3 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特 別会計予算……………別冊

議案第 1 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
<p><b>【趣 旨】</b> 令和 3 年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者に対する保険料の軽減特例、被保険者均等割額の軽減の所得判定基準及び基準額を変更するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>(1) 保険料の軽減特例の変更 低所得者に対する均等割の 7. 75 割軽減について、令和 3 年度から本則の 7 割軽減に戻す。</p> <p>(2) 保険料の軽減に係る基準額の変更 令和 3 年度以降の保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準額について、世帯に給与所得を有する者又は公的年金等に係る所得を有する者（以下「給与所得者等」という。）が 2 人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えるものとする。</p> <p>(3) 経過措置 改正後の条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例によること。</p>	
施 行 日	令和 3 年 4 月 1 日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（施行令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」</p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（施行令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額</p>

新	旧
<p>という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて</p>	

新	旧
<p><u>得た額</u></p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされな い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世 帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項 に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して 計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が<u>同条第 2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数 から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）</u>に当 該世帯に属する被保険者の数に28万5,000円を乗じて得た金 額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の 保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされ ない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の 世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が<u>同条 第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が</u></p>	<p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされな い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世 帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項 に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して 計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が<u>同条第 2項に規定する金額</u>に当該世帯に属する被保険者の数に28万5, 000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する 被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の 5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされ ない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の 世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が<u>同条 第2項に規定する金額</u>に当該世帯に属する被保険者の数に52万円</p>

新	旧
<p>2 以上の場合にあつては、<u>同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額</u>に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、<u>所得税法</u>第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）</p>	<p>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、<u>所得税法</u>（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）</p>

新	旧
<p>の控除を受けたものについては、<u>第14条第1項第1号中「総所得金額及び」</u>とあるのは「<u>総所得金額（所得税法第3条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）及び</u>」と、「<u>同法第3条第1号</u>」と、「<u>110万円</u>」とあるのは「<u>125万円</u>」と、「<u>同項第2号及び第3号中「総所得金額</u>」とあるのは「<u>総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定による金額）</u>」と、「<u>同条第2項第1号</u>」とあるのは「<u>15万円を控除した金額から15万円を控除した金額</u>」と、「<u>同条第2項第1号</u>」とあるのは「<u>15万円を控除した金額</u>」とする。</p> <p>第3条及び第4条 削除</p>	<p>の控除を受けたものについては、<u>第14条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額</u>」とあるのは「<u>総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）</u>」と、「<u>第14条第1項第2号及び第3号中「同条第2項</u>」とあるのは「<u>地方税法第314条の2第2項</u>」とする。</p> <p>（令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例）</p> <p><u>第3条</u> 令和2年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合には、同条中「<u>第14条又は第15条に規定する基準に従い</u>」とあるのは、「<u>令和2年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条に規定する基準に従い</u>」とする。</p> <p>（令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）</p> <p><u>第4条</u> 令和2年度において第14条第1項第1号の規定が適用され</p>

新	旧
	<p>る被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が施行令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）      についての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。</p>